

主 文

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

弁護人鈴木貢の上告趣意について。

弁護人の上告趣意は刑訴四〇五条に該当しない。しかし記録を精査すると原審における公判手続の経過は所論のとおりであり、従つて右手続には刑訴三一五条本文に違反した違法があるものといわねばならない。そして原審判事小林登一が原審公判に関与する以前において既に検察官の起訴状の朗読その他冒頭手続、証拠書類及び証拠物の取調、証人 A の尋問等が行われ、同判事は公判手続の更新のなされないままにその証人 B の尋問及び当事者の弁論に関与したにすぎないのであつて、かくの如く公判手続の重要な部分に關与しない判事が判決に關与することは口頭弁論主義直接審理主義の大原則を著しく蹂躪するものであり審理に關与した裁判官が裁判をするのと然らざる裁判官が裁判をするとでは心証を異にし従つて主文が反対になることもないではないから刑訴四一一条一号によつて原判決を破棄すべき場合にあたるものといわねばならない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四一一条四一三条本文により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 平出禾関与

昭和二七年五月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介

裁判官 小 林 俊 三
裁判官 本 村 善 太 郎